

Title	イギリス外交とヴェルサイユ条約： 条約執行をめぐる英仏対立、一九一九-一九二〇年
Sub Title	British diplomacy and the treaty of Versailles: the Anglo-French dispute over treaty enforcement, 1919-1920
Author	大久保, 明(Okubo, Akira)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科
Publication year	2012
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.94, (2012. 9) ,p.127- 157
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20120915-0127">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20120915-0127</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# イギリス外交とヴェルサイユ条約

——条約執行をめぐる英仏対立、一九一九—一九二〇年——

大久保 明

- 一 はじめに
- 二 イギリスの対独講和構想とヴェルサイユ条約
- 三 連合国会議における条約執行をめぐる英仏論争
  - (一) パリ、一九一九年七月—一九二〇年一月
  - (二) ロンドン、一九二〇年二月—三月
- 四 カップ一揆後の混乱とルール派兵問題
  - (一) ドイツによる非武装地帯派兵許可要求
  - (二) 仏白軍による五都市占領とイギリスの反応
- 五 おわりに

## 一 はじめに

一九一九年六月二八日、第一次大戦の戦勝国とドイツとの間の講和条約、ヴェルサイユ条約が調印された。全四四〇条に及ぶこの講和条約は、第一次大戦後ヨーロッパの礎となるはずであった。しかし、ヴェルサイユ条約に基づく秩序、ヴェルサイユ体制は、二〇年と経たずに崩壊した。

伝統的に、ヴェルサイユ体制の脆弱性は、講和条約自体の構造的欠陥に求められてきた。同時代的にも、その後の歴史家の間でも、ヴェルサイユ条約は「ドイツに対し苛酷すぎた」というイメージが主流である。莫大な賠償金、戦争責任の押しつけ、民族自決に基づかない領土割譲、こうした「苛酷」な条項を含む講和条約が、ドイツの社会と経済を不安定化させ、秩序を崩壊に導いたとする解釈は、同時代から現在に至るまで、最も一般的な解釈と言える<sup>(1)</sup>。他方、同時代のフランス右派が唱え、その後も一部の歴史家の間で根強い批判として、同条約は苛酷すぎたのではなく、むしろ「軟弱すぎた」、もしくは「中途半端」だったという捉え方も存在する。この学派は、ヴェルサイユ条約は、ドイツを憤慨させる一方で、十分な安全保障枠組みの形成を怠ったと批判する<sup>(2)</sup>。いずれの批判も、条約体制の崩壊の原因を、条約自体の構造的欠陥に求める点で共通している。

しかし、果たして講和条約自体に全ての責任を負わせることは妥当なのだろうか。一九四四年、フランスの外交官シヨーヴェル (Jean Chauvel) は、ヴェルサイユ条約の破綻の原因は、条約自体の内在的要因よりも、条約を維持するために諸国家が連帯できなかつたことに求めるべきだと述べたという<sup>(3)</sup>。近年、同時代を専門とする歴史家の間では、同条約を好意的に再評価する動きが一定の広がりを見せている<sup>(4)</sup>。そのような歴史家の一人は、ヴェルサイユ条約は、ドイツに軍備制限を課すことで戦争の再発を不可能にし、かつ、国際連盟などの機構を通じ、将来ドイツの不満を平

和的に解決する道も用意していたと肯定的に評価する。彼によれば、条約は決してヨーロッパの運命を決定づけてはおらず、条約の成否は、それを運用する後の政治家達の手にかかっていたという。<sup>(5)</sup>

本稿の目的はヴェルサイユ条約自体の評価ではない。本稿は、同条約がなせ十分に執行されなかつたかを問う。<sup>(6)</sup> そのため、ヴェルサイユ条約の施行前後のイギリス外交、特にイギリスの対独、対仏政策に着目する。同条約の執行が困難を極めた原因として、ドイツが履行に抵抗したことや、アメリカが早々に条約体制から離脱したことなどが挙げられる。しかし、それと並ぶほど重要な問題は、英仏が同条約の執行をめぐる鋭く対立したことであり、本稿はこの点に注目する。なぜ英仏は対立したのだろうか。第一次大戦後フランス外交史研究には豊富な蓄積があり、<sup>(7)</sup> フランスの行動原理はかなりの程度明らかにされた。フランスは、同条約を自国の安全保障と不可分だと認識し、ドイツを抑止するために、ヴェルサイユ条約は条文通り執行される必要があると考えた。他方、イギリスの条約執行政策は、イギリスが条約執行に消極的であったという事実以上のことは十分に解明されていない。<sup>(8)</sup> ヴェルサイユ条約は、ドイツは言うまでもなく、国際的にも不人気な条約であった。一九一九年のイギリスは、世界屈指の影響力を誇る大国であった。イギリスの言動は、ヴェルサイユ体制の行く末を大きく左右することとなる。

以下、まず第二章では、イギリスの講和構想と、実際に起草されたヴェルサイユ条約に対するイギリスの反応を検証する。続く第三―四章は、ヴェルサイユ条約の執行をめぐる英仏対立に焦点を当ててみる。

## 二 イギリスの対独講和構想とヴェルサイユ条約

多くの歴史家が指摘するように、イギリスの対外政策は、イギリスが島国だという地理的特質に影響されてきた。イギリスは、海という自然の障壁で守られながらも、ヨーロッパ大陸から完全に隔離された対外政策を行うには、大

陸から近すぎる距離に位置していた。<sup>(9)</sup> そのため、歴史上イギリスは、大陸の諍いから距離を置き、通商の繁栄と植民地経営に特化する恩恵を享受しつつ、その必要があると判断した時には、積極的に大陸情勢に介入し、同盟を結び、時には大陸に軍を派遣することもあった。

一九一四年に勃発した第一次大戦にイギリスが参戦した理由のかなりの部分は、戦略的判断に基づいていた。イギリスは、ドイツの国力増加とドイツ皇帝の野心的対外政策を脅威と認識し、一九〇〇年代から徐々に仏露同盟との関係を強化した。最終的にイギリスが大戦への参戦を決定した最大の理由は、ドイツによるヨーロッパ大陸の席捲を防ぎ、ベルギーとフランスを守り、ヨーロッパ勢力均衡を維持するためであった。<sup>(10)</sup>

しかし、ひとたび開戦すると、イギリス政府は第一次大戦の戦争目的の説明に、戦略的説明をほとんど用いず、理念を前面に打ち出した。イギリスは勢力均衡を守るためではなく、小国の権利や「条約の神聖性 (sanctity of treaties)」を守るために開戦したのだと説明された。そして、ドイツに対する戦いは、「プロイセンの軍国主義 (Prussian militarism)」を撃退し、戦争という行為そのものを終わらせるための戦いだと正当化された。<sup>(11)</sup> 戦争が長引き、被害が大きくなるにつれ、人々は払った犠牲に意味を求めた。世界的規模で全般的軍縮を行うべきだという見解も広く囁かれた。<sup>(12)</sup> また、多くのヨーロッパ専門家は、ヨーロッパの国境は民族性に基づいて書き換えられるべきだと主張した。<sup>(13)</sup> さらに、紛争の平和的解決を目的とする国際機関を設立するべきだという考えも政府レベルで追求された。<sup>(14)</sup> これらは、単なるプロバガンダという枠を超え、イギリス政府の講和構想に反映された。

イギリスの政策決定者たちは総じて、戦後ヨーロッパに持続的な秩序と安定をもたらすことは可能だと考えた。ヨーロッパに「調和 (equilibrium)」をもたらすことで、イギリスがヨーロッパ情勢を懸念することなく、通商と植民地経営に専念できる状態が再び訪れることを期待した。そのために、彼らは、イギリスの利益が確保される限りにおいて、敗者に禍根を残さない寛大な講和を望んだ。英内閣の講和問題検討委員会は、一九一七年に以下のように述べ

ている。連合国が大戦に完全に勝利したとしても、「敵国の国家的基盤を破壊する、ないし、軍拡競争を復活させ、いづれ再度のヨーロッパ大戦へと繋がりがかねない、反感や不穏の状態を生み出すことがイギリスの政策目標であつてはならない」<sup>(15)</sup>。

一九一六年一二月に英首相に就任した自由党政治家ロイド・ジョージ (David Lloyd George) も、基本的には寛大な講和を望んだ。彼は、当時の多くのイギリス知識人同様、ドイツの国民性や文化に深い尊敬の念を抱いていた<sup>(16)</sup>。そして、ドイツの指導者たちとドイツ人一般とを区別し、前者の罪は追及するべきだが、後者とは和解するべきだと考えた。彼は、終戦直後の総選挙に向けた演説で、ドイツを厳しく断罪するレトリックを用いたことで悪名高いが、それはむしろ例外であつた。イギリスの戦後秩序構想に関する最も重要な演説、一九一八年一月のカクストン・ホール演説において、ロイド・ジョージは、イギリスの戦争目的はドイツの破壊ではなく、ドイツ人に「軍国主義」的政策を放棄させることだと述べた。そして、彼曰く、一世紀前のウィーン会議のようなやり方は時代遅れであり、ヨーロッパの新秩序は自決原則に基づく民主政府同士による「理性と正義に基づく」体制であるべきであつた<sup>(17)</sup>。ロイド・ジョージの演説は、三日後になされた米大統領ウィルソン (Woodrow Wilson) の有名な「一四か条の平和原則」演説とかなりの程度類似していた。英米の講和構想の最大の相違点の一つは賠償であつた。アメリカは賠償を欲しなかつたが、第一次大戦の交戦国中最大の戦費を費やし、アメリカに多額の戦時債務を負つたイギリスは、賠償金を要求する誘因が強かつた。ロイド・ジョージは、「なされた不正義に対する賠償は、永遠平和の根本条件である」と、カクストン・ホール演説でも述べていた<sup>(18)</sup>。

一九一八年一月、第一次大戦は連合国側の勝利に終わり、翌年一月、パリ講和会議が開会した。大戦終結から連合国側の講和条件が明らかになるまでの束の間、世界は新時代の幕開けを期待する高揚に包まれた。講和会議代表団員の多くは、ウィルソン大統領の掲げる理想への期待を胸にパリへと向かつた。イギリスの外交官ハロル

ド・ニコルソン (Harold Nicolson) は、代表団がパリに向かうときの雰囲気<sup>(18)</sup>を以下のよう<sup>(19)</sup>に回顧している。「私には、ウィルソン大統領の原則に基づいて平和が達成されることに疑いがなかった。私の自信を、これには確信があるのだが、私と同年代同地位の同僚たちは共有していた。」

仏首相クレマンソー (Georges Clemenceau) も、英米のリベラリズムに少なからず共感し、ドイツの統一維持や、民族性に基づかない領土併合を極力避けるといった最も基本的な講和構想を共有していた<sup>(20)</sup>。そのため、ヴェルサイユ条約は自然とイギリスの講和構想を相当程度反映した講和条約となった。条約の冒頭には国際連盟規約が挿入され、ドイツ陸軍は一〇万人に制限され、参謀本部は廃止された。そして、ドイツに対する軍備制限は世界的軍縮を先導するためだと明記された。領土変更に関しては、民族自決原則が極力考慮され、ドイツから他国の領土に編入されたドイツ系住民は最小限に留められた<sup>(21)</sup>。ドイツの統一も維持された。その反面、総額が未確定の賠償や、戦犯引き渡しなど、厳しい条項も含まれ、物議を醸すこととなった。

一方、ヴェルサイユ条約にはイギリスが強く反対した条項も含まれた。フランスの「ライン構想」である。それは、ライン川をドイツの西方国境とし、ライン西岸地帯 (ラインラント) を分離独立させ (しかし併合は否定)、ライン東岸を非武装化し、かつライン東岸橋頭堡を連合国軍が恒久的に占領する、という計画であった。ドイツに隣接し、半世紀のうちに二度もの侵略を受けたフランスは、国際連盟や軍縮だけで十分な安全保障が確保されるとは認識しなかった。フランスは、より確実な安全保障を求めた。フランスのライン構想は、ドイツによる再度の西方攻勢を物理的に不可能にするだけでなく、連合国軍がライン橋頭堡を確保していれば、ポーランドやチェコスロバキアなど、東欧の新興国がドイツにより脅かされた場合、即座に軍事的に支援できるという利点もあった。また、ドイツが講和条約の何らかの条項に違反した場合、ライン東岸の重要な工業都市を連合国軍が容易に保障占領することが可能となるため、強力な条約執行手段にもなり得た<sup>(22)</sup>。

しかし、イギリスは、ドイツの軍縮とラインラント非武装化だけで十分な安全が確保されると判断し、ラインラントの分離独立と連合国による占領に強く反対した。イギリス政府は、ラインラントをドイツから切り離し、軍事占領することは、ドイツ人のナシヨナリズムを刺激し、紛争の恒久的火種になると考えた。また、そのような目的のために、ヨーロッパ大陸に英軍を駐留させることを英国世論は許容しないと述べ、強く抵抗した<sup>(23)</sup>。そして、首相と側近たちは「フォンテーヌブロー覚書」と通称される、ドイツへの講和条件緩和を訴える有名な覚書を起草し、ライン構想を諦めるようフランスに圧力をかけた<sup>(24)</sup>。

結果として、フランスのライン構想は妥協された形でヴェルサイユ条約に盛り込まれることとなった。同条約第四二―四条により、ラインラント及びライン川東岸五〇キロメートル以西の地帯が恒久非武装化され、ドイツによる同規定に対する違反は、条約調印国全てに対する戦争行為とみなされることとなった。そして、第四二八―三二条により、ヴェルサイユ条約の履行を保証するという名目で、連合国軍はラインラント及びライン川東岸橋頭堡を一五年間占領することとなった。ドイツが条約を忠実に履行した場合、占領軍は五年ごとに三段階に分けて撤退すると定められた。ただし、その時までには、安全保障が不十分だと連合国が判断した場合には占領を延長する権利が留保され、ドイツが賠償不履行を起こした場合は、撤退後であっても再度占領は行われるとも規定された。これらの取り決めは、ヴェルサイユ条約の安全保障面の根幹を成した。

一九一九年五月七日、連合国はドイツに講和草稿を提出した。ところが、イギリス代表団員の大半は連合国草稿に満足しなかった。英財務省代表としてパリ講和会議に参加したケインズ (John Maynard Keynes) は、「講和は非道で、実行不可能で、不幸以外何も生み出さない」と痛烈に批判し、具体的に、賠償関連の取り決めのほか、フランスのラインラント占領案を問題視した<sup>(25)</sup>。また、外務省政治情報局のドイツ専門家ソーダース (George Saunders) は、同局副局長ヘッドラム・モーリー (James Headlam-Morley) 宛の手紙の中で、講和草稿は自覚ある大国が調印できるよう



な条約ではないと批判した。他方でソーンダースは、「連合国があれ以上何をできたのか正直なところ私には分からない」とも述べた。<sup>(26)</sup>ヘッドラム＝モーリーは、ソーンダースの批判に同意し、様々な講和条件の「累積的影響は、ドイツをあまりに無力化することになるため、いかなる国家も受け入れないだろう」と述べた。しかし、彼はソーンダースの悲観論は退けた。彼によれば、英外務省が深く関わったヴェルサイユ条約の領土関連の取り決めは、「全体的に見れば正当」であった。問題なのは経済、賠償関連の取り決めであり、彼曰く、それが将来「修正されることは、ほとんど必然的」であった。<sup>(27)</sup>

一方、ヘッドラム＝モーリーらの批判的見解に対し、外務次官ハーディング (Lord Hardinge) や外務次官補クロウ (Eyre Crowe) は、講和条約の目的は、ヨーロッパ覇権を目指すドイツ人の精神が入れ替わる時が来るまで、ドイツを押し続けることだと述べ、宥和論の制止に努めた。<sup>(28)</sup>しかし、彼らの見解はイギリス代表団内では少数派であった。

五月下旬、ドイツは、連合国側の講和条件に対し強い抗議を表明し、数百頁に及ぶ詳細な反対提案書を提出した。

それを受け、五月三〇日と六月一日に英内閣と英帝国代表団が講和条約を総合的に再検討した際、ほとんどの閣僚が連合国草案は厳しすぎると非難した。しかし、それぞれの閣僚が槍玉に挙げた点はばらついた。賠償額を減らすべきだと主張する声もあれば、条約草稿全体に極めて批判的でありながら賠償だけは擁護するものもあった。閣僚たちが意見を同じくしたのは、ラインラントの占領やポーランド国境に対する不満であった。閣議は、ラインラント占領期間を減らし、ドイツ東部国境をドイツ有利に変更するなどの修正を講和会議に働きかけるよう決定した。英内閣は、フランスや東欧諸国に妥協を迫ることで講和条件の緩和を主張する一方で、自らの国益に直結する独海軍の制限やイギリス帝国が獲得した旧ドイツ植民地に関して譲歩するつもりはなかった。<sup>(29)</sup>

結局、クレマンソーやウィルソンは講和条件を大きく変更することに反対し、ヴェルサイユ条約は大枠で五月七日の連合国草稿のまま、六月二八日に調印された。

ラインラント占領などに見られる履行保証規定に拘ったことから見られるように、フランスは、講和条約の履行にドイツが抵抗した場合には、軍事的手段を用いても履行を強制する必要があると考えていた。対照的に、イギリスの政策決定者たちは、講和条約を自己執行的 (self-enforcing) なもの、すなわち連合国が強制せずともドイツが自ら望んで履行する前提で条約を起草した<sup>30</sup>。今後イギリスは、フランスと共にヴェルサイユ条約をドイツの意思に反して執行していくのか、それともドイツの要求に応え、修正すべき点を修正するのかという政策の選択を自らに問うこととなる。

### 三 連合国会議における条約執行をめぐる英仏論争

#### (一) パリ、一九一九年七月—一九二〇年一月

ヴェルサイユ条約調印後のパリ講和会議の主たる任務は、残る旧敵国との講和条約の起草であった。しかし、ドイツとの停戦協定や講和条約の執行をめぐる問題も、時を経るごとに頻繁に議題に上がった。例えば、ヴェルサイユ条約には、ドイツとオーストリアの合併を禁じる条項が存在した(第八〇条)。これは、ドイツの強大化を防ぐための措置であったが、民族自決原則に矛盾しており、ドイツは不服であった。一九一九年八月に制定されたヴァイマル憲法には、将来オーストリアとの統合の可能性を示唆する文言が含まれており(第六一条)、パリ講和会議は対応を検討することとなった。

英仏は、当該条項の無効を求める点では合致したが、もしドイツが要求に従わなかった場合、連合国の意思を強制する方法と正当性に関し、見解が分かれた。フランスは、ライン川東岸のドイツ都市を占領する、ないしそうすると

脅迫することでドイツに圧力をかけるべきだと主張した。一方、イギリスは条約執行に対する考えがまとまっていなかった。当初、イギリスはフランス案に異議を唱えなかったため、フランス起草の覚書が連合国連名でドイツに送付された<sup>(31)</sup>。連合国の圧力を前に、ドイツは憲法の当該条項の無効に合意したが、強制力で脅しをかけることに法的観点から批判を加えることも忘れなかった<sup>(32)</sup>。ドイツの反論は、イギリスを揺るがし、条約強制をめぐる議論へと発展した。イギリス代表団長を務めた英外相バルフォア (Arthur Balfour) は、ドイツが条約を履行することが望ましいが、軍事的手段や海上封鎖などでドイツに条約履行を強制することは望ましくないと述べた。アメリカもイギリスの見解に同意した。クレマンソーは英米の消極姿勢に憤りを隠さず、ヴェルサイユ条約を執行する重荷が、フランス唯一国に負わされようとしていると不満を述べた。そして、ドイツが意図的に講和条約に違反し、連合国の結束を試しているのだと訴えた。英米は、フランスの主張を裏付けるような具体的な強制規定は講和条約に記されていないと指摘し、フランスの主張の法的正当性を疑った。それに対しフランスは、問題の本質は法ではなく政治だと反論した。仏外務省高官ジュール・カンボン (Jules Cambon) は、ドイツは条文解釈の問題を持ち出すことで、本質的問題をずらし、連合国を煙に巻きながら着々と条約不履行の道を進むだろうと警告した<sup>(33)</sup>。ヴァイマル憲法とヴェルサイユ条約の矛盾は解消されたものの、英仏の条約強制に対する考え方の大きな溝が明らかとなった。

一九一九年の秋も深まると、ヴァイマル憲法の問題に加え、戦犯や賠償の問題など、ヴェルサイユ条約の随所にドイツは抵抗姿勢を示し、フランスはドイツの誠意への疑念を強めた。その上、ドイツ軍のバルト諸国からの撤兵が遅れ、スカパ・フロー事件<sup>(34)</sup>に対する補償にドイツが応じないなど、ドイツは停戦協定の義務さえも完遂していなかった。停戦協定には、戦闘の再開をも含めた強力な強制措置が規定されていたが、講和条約が施行されれば停戦協定は効力を失い、連合国に与えられた合法的執行手段は大幅に弱まることとなる。

この問題を講和会議に最初に提起したのは、バルフォア帰国後にイギリス代表団長を務めたクロウであった<sup>(35)</sup>。フ

ランスの懸念を相当程度共有していたクロウは、ドイツを戦略的に抑止する必要性を認識し、そのためには、必要とあれば強制手段の行使をも辞さず、条約を執行していかねばならないと信じ、クレマンソーと良好な協力関係を築いた。<sup>(36)</sup> フランスは、ヴァイマル憲法に関する議論の時と同様、ドイツ都市の占領などを例に挙げ、軍事的制裁に裏打ちされた要求を行い、ドイツに停戦協定の履行を強制するべきだと主張した。クロウもフランスに同意した。その結果、パリ講和会議はフランス案に基づく協定を起草し、ドイツに調印を求めた。<sup>(37)</sup> しかし、ドイツは、スカパ・フロー事件に対する補償は不当だとし、軍事的制裁による脅迫に強い不満を示し、さらにはアメリカが条約体制から離脱した場合の講和条約の有効性などにも疑義を呈し、正式な回答を引き延ばした。<sup>(38)</sup>

ドイツの反抗的姿勢を受け、二月一日、クロウは、連合国軍最高司令官である仏元帥フォッシュ (Ferdinand Foch) と会談を行った。クロウとフォッシュは、アメリカの条約体制からの離脱観測がドイツを強気にしているという認識で一致した。そして、なればこそ、英仏を中心とする連合国はドイツに対し結束を示し、条約の執行を非妥協的に推進する姿勢をみせなければドイツは折れない、との考えを共有した。クロウはそのような見解を本国に具申し、英外務省はフォッシュとクロウの意見を支持した。<sup>(39)</sup> 二月四日から六日にかけて、パリ講和会議は停戦協定の未履行問題を集中審議した。フォッシュは、ドイツが協定調印を拒否した場合の軍事的対応として、必要とあらば停戦協定の破棄 (戦闘再開)、それよりも限定的な軍事行動として、フランクフルトやルール地方の占領を提案した。クロウによれば、パリ講和会議の主要国代表は、実際に戦闘再開に至る可能性は極めて低く、連合国の提示した条件を執行する強固な意思をドイツに示さなければ、今後際限の無い修正要求を招くという懸念を共有した。<sup>(40)</sup> そして、フランスは、「ドイツがこれ以上協定への調印を延期すれば」、連合国は、「ドイツを直ちに停戦協定の破棄に直面させる決意がある、その結果生じる全ての帰結とともに」という文言で終わる要求書を起草した。クロウは、主要国代表は、連合国の連帯を示すため、この要求書を速やかにドイツに送付するべきだと全会一致したと報告し、要求書送付の承認を首

相から得るよう本省に求めた。<sup>(41)</sup>

ところが、英内閣の見解はパリ講和会議と大きく異なった。ロイド・ジョージは、パリにおける議論の進展に深刻な警戒感を抱き、一二月六日夜、緊急閣議を招集した。英内閣は、戦闘再開の可能性を示唆する文言を問題視し、そのような強硬姿勢を示せば、穏健な現ドイツ政府の倒閣を招きかねないと危惧した。そして、軍事行動によって連合国の意思を強制する兵力は足りておらず、再動員はよほどの理由が無い限り国民の理解を得られないとの見解を示した。内閣は、要求書から停戦協定の破棄に関する文言を削除するべきだと決定した。<sup>(42)</sup> 英内閣からすれば、自分たちのあずかり知らないところで、戦闘再開の可能性をも含む重大な決定がなされようとしていることへの大きな不満があった。ロイド・ジョージはクロウに激怒していた。<sup>(43)</sup>

しかし、英内閣の圧力を受けても、クレマンソーは停戦協定破棄に関する警告文の完全な削除は行き過ぎだと反論し、表現を弱める程度に留めるべきだとして譲らなかつた。<sup>(44)</sup> 英内閣は依然として不満を抱きつつも、アメリカ代表団の引き揚げ前に要求書を送付する重要性を認識し、クレマンソー案に合意することを決定した。<sup>(45)</sup> 連合国の（表面上の）強い連帯を前に、ドイツは無条件で連合国の要求を受け入れた。停戦協定の履行保証協定は、一九二〇年一月一〇日、ヴェルサイユ条約発効と同時に調印された。<sup>(46)</sup>

条約体制の始動は、イギリスでは決して歓迎されたイベントではなかつた。財務省を辞職したケインズが著した条約批判の古典、『講和の経済的帰結』は広く読まれ、多くの英国政府関係者が内々に同意と賛辞の手紙を送った。<sup>(47)</sup> 英陸軍参謀総長ヘンリー・ウィルソン (Henry Wilson) は、アイルランドやエジプトで手一杯の英陸軍兵力を、ヨーロッパの住民投票地域などに割かねばならないことを意味することから、条約施行は残念なことだと皮肉に述べた。<sup>(48)</sup> イギリスでは、ドイツに対する脅威認識が急速に低下し、それと並行しヴェルサイユ条約批判が一つの流行となつていった。<sup>(49)</sup>

## (一) ロンドン、一九二〇年二月—三月

停戦協定の履行保証協定をめぐる交渉を教訓に、ロイド・ジョージは、英内閣の統制が十分に及ばない場で重要な決定が次々となされる状態を終わらせねばならないと考え、パリ講和会議の早期閉会を主張した。それ以後、講和条約の執行に関連するテクニカルな判断はパリに設置される大使会議が担い、高度な政治的決定は、連合国政府の直接交渉の場（最高会議：Supreme Council）で決定されることとなった。<sup>(49)</sup>そして、一九二〇年二月、パリ講和会議閉会後の最高会議がロンドンで開かれることとなった。第一次ロンドン会議と呼ばれるこの会議の主目的は、対トルコ講和条約の策定であったが、ドイツに対する条約執行問題も頻繁に議題に上がった。

最初の議題は戦犯問題であった。ヴェルサイユ条約は、連合国が指定する戦犯を、ドイツが連合国に引き渡し、連合国内で裁判を行うと規定していた（第二二七—三〇条）。しかし、当時のドイツは、講和条約の様々な条項の中でも、戦犯条項に特に強い反発を示していた。ドイツ政府は連合国に当該条項の修正を求め、ドイツ国内で裁判を行うとする代案を示していた。<sup>(50)</sup>ドイツ提案の受け入れは、ヴェルサイユ条約からの逸脱を意味した。フランスは反発し、ドイツが戦犯関連条項の履行を怠るのであれば、連合国はラインラント占領を無期限に延長し、連合国内で欠席裁判を行ってもヴェルサイユ条約から脱線するべきではないと主張した。<sup>(51)</sup>クレマンソーに代わり首相に就任したミルラン（Alexandre Millerand、外相兼任）は、ヴェルサイユ条約の執行をめぐる戦いにおける戦犯問題が有する象徴的意味を重視した。彼はロンドン会議で、このような早期に、ドイツの反発に折れて条約を修正すれば、今後際限の無い修正要求を招きかねないと危惧を表明した。<sup>(52)</sup>

一方、ロイド・ジョージとバルフォアの後任外相カーズン（Lord Curzon）は、ドイツ提案をそのまま受け入れるべきだと主張した。<sup>(53)</sup>戦犯問題は、ドイツ人が強い反感を抱いていた問題であるだけに、関連条項の厳密な執行は難航必

至であった。イギリスはドイツ国内情勢のさらなる不安定化を懸念し、妥協するべきだと判断した。イタリアがイギリスに同調し、フランスも戦犯問題に関しては粘り強く抵抗しなかつたため、イギリスの主張は採用された。連合国はドイツ提案の線に沿い、ドイツ国内で戦犯を裁くことを認め、その旨をドイツに伝えた。<sup>(54)</sup> 結果的に、ドイツは一九二一年にライプツィヒでいくつかの形骸的な戦犯裁判を行うに留まった。<sup>(55)</sup> それはヴェルサイユ条約の最初の綻びであった。

続いて、フランスの国益と密接に結び付いた問題が提起された。石炭である。大戦の結果、国土が荒廢したフランスやベルギーの石炭生産量は大きく減少し、深刻な石炭不足に悩まされていた。それを解消すべく、現物賠償の一部として、ドイツから周辺国への石炭供給が約されていた(ヴェルサイユ条約第八編第五附屬書、および一九一九年二月のルクセンブルク協定、同年八月のヴェルサイユ協定)。しかし、ドイツはフランスなどに約束した量の半分も供給できずにいた。<sup>(56)</sup> 石炭問題は、ドイツに対するフランスの不信を一層高めた。<sup>(57)</sup> ロンドン会議でミルランは、連合国はルール地方を占領し、ドイツから強制的に石炭を徴収するべきだと訴えた。しかし、ロイド・ジョージは強く反対した。彼は、ドイツの政情不安を引き合いに出し、石炭供給不履行は不可抗力ではないかと主張した。イギリスとイタリアは、事実関係を賠償委員会などで検討し、ドイツの不履行が自発的だという確信がない限り、ルール地方の占領などという過激な行動はとれないと反発した。<sup>(58)</sup> ミルランは折れ、問題は賠償委員会が検討することとなった。しかし、その後もドイツの石炭供給不履行は改善せず、フランスはルール地方の占領を主張し続けることとなる。

ロンドン会議における英仏論争の様子は報道を通じて世界に伝わっていた。フランスは、自国が連合国の中で最も非妥協的な国であるとの印象が形成されつつあることに不満であった。そして、ドイツがイギリスに頼ることでフランスに対抗できると考え始めていることを危惧した。<sup>(59)</sup> イギリスが傍受した連合国の動向に関するドイツの覚書は特別興味深い。その長文の覚書は、条約の非妥協的執行を訴えるフランスが、イギリスの宥和的姿勢を前に、ロンドン

会議で敗北を喫したという分析から始まる。そして、昨今のイギリスの政治家の姿勢、さらにはケインズの著作を引き合いに出し、イギリスはいずれ講和条約の広範囲の修正に乗り出すだろうとの観測を示した。覚書の著者は、このような状況を考えれば、ドイツは、フランスの強硬姿勢に絶対折れてはならず、対英接近を図るべきだと進言した。クロウはこの覚書を見て、ドイツ政府筋の思考パターンの解明に有益だとコメントした。<sup>(60)</sup> イギリス政府は、出先機関などからこのような報告を数度にわたり受けていた。<sup>(61)</sup> しかし、この時期に閣僚レベルでドイツ問題に関する政策検討がなされた形跡はない。

一方、外務省内では二月から三月にかけて同問題に関する議論が多少とも喚起されたが、見解は割れた。駐ベルリン代理大使キルマーノック (Lord Kimarock) は、将来、ドイツが世界に挑戦する大国へと再興する可能性は十分にあり、その場合、ドイツの国民性が良い方向へと変わる可能性はかなり低いとの観測を示した。ドイツには保守的国民性が根付いており、権威主義的な国家となる可能性が高いと予測し、そのような可能性を見過ごすことは愚かだと警告した。同時に、彼はフランスが提唱するルール地方の占領を伴うヴェルサイユ条約の厳格な執行政策にも反対を唱えた。彼は、そのような政策は、ドイツ経済・内政のさらなる混乱を招き、その悪影響はヨーロッパ大に波及し、ヨーロッパに「安定した調和 (stable equilibrium)」をもたらす可能性が遠のくことを危惧した。<sup>(62)</sup> また、ヘッドラム＝モリーは、政府がドイツ問題に関する根本的な政策検討を怠っていると批判する二、三の覚書を提出した。彼自身は、フランスの推進する強硬路線に批判的であり、イギリス政府は講和条約の修正に関する本格的政策検討を開始するべきだと提案した。<sup>(63)</sup> しかし、条約修正提案に対しては、カーズン、ハーディング、クロウは揃って反対を唱えた。特に、クロウは、条約があらゆる方面から批判され、修正を求める声が広まっている現状を深刻に危惧した。このような風潮が蔓延している結果、イギリスやドイツにおいて、ヴェルサイユ条約には正当性のひとかけらもないという認識が拡大しており、戦後秩序の土台が弱められていると危機感を表明した。<sup>(64)</sup>



## 四 カップ一揆後の混乱とルール派兵問題

### (一) ドイツによる非武装地帯派兵許可要求

ヴェルサイユ条約執行の様々な局面で衝突した英仏であったが、ドイツ軍の定数削減に関しては合致していた。ドイツ軍は、一九二〇年四月一〇日までに二〇万人に削減され、同年七月一〇日までに、条約が規定する一〇万人へと削減されることと定められた。<sup>(65)</sup> 連合国共同の圧力のもと、ドイツ政府と軍上層部は軍縮を推し進めようとしたが、軍部の一部や義勇軍は執拗に抵抗し、進捗は遅かった。一九二〇年三月一二日深夜、軍縮により自らの旗下部隊を解散させられることとなった將軍が、右派政治家カップ (Wolfgang Kapp) と共謀し、ベルリンで蜂起する事件が発生した。クーデターによりヴァイマル政府は一時シュトゥットガルトへの避難を余儀なくされた。しかし、カップ政権は広い支持を獲得できず、全国規模のゼネストの影響もあり、わずか五日で崩壊した。

しかし、事態は沈静化するには程遠かった。カップ一揆終結後も、ルール地方などの工業地帯ではゼネストが継続し、復帰したヴァイマル政府に行政改革やカップ一揆協力者の処罰などの要求を提示し、武装抵抗が繰り返された。<sup>(66)</sup> このような左派 (労働者、反軍国主義者、共産主義者など様々な集団) 蜂起が発生した地域の多くは、ヴェルサイユ条約が定める非武装地帯 (ライン川東岸五〇キロメートル以西) の中であつた。そして、ドイツ政府は (当初カップ政府が、ヴァイマル政府も復帰直後から)、左派蜂起鎮圧のため、ドイツ軍を非武装地帯に派遣する許可を連合国に求めてきたのである。ドイツ軍が非武装地帯に進出すれば、ヴェルサイユ条約第四三条に抵触することとなる。<sup>(67)</sup> 右派クーデターから一転、事態は条約執行をめぐる英仏論争へと発展する。

フランスにとり、ドイツにおける事態の展開は執行問題と密接に結びついていた。フランスは、ドイツの要求を

ヴェルサイユ条約に抵抗する新たな意思表明と捉え、ドイツ軍ではなく連合国軍がルール地方に進駐するべきだと主張した。ミルランは、ただでさえドイツはヴェルサイユ条約に対する不履行を繰り返しているのに、第四三条の侵害まで許せば、それは第一次大戦の戦勝とヴェルサイユ条約の放棄に相当すると、パリの大使会議で訴えた。彼は、ルール動乱に対する個別的対応策ではなく、ドイツの度重なる条約違反に対する総合的対応策を求めた。その対応策とは、講和条約を強制するためのライン東岸ドイツ領土の占領であった。<sup>(68)</sup>

イギリスは事態をフランスとは全く別の感覚で眺めていた。多くのイギリス当局者は、カップ一揆をドイツ内政の不安定性を如実に示す事件だと受け取り、必要とあれば講和条約を修正してでもヴァイマル政府を一層支援しなければならぬと考えた。陸相チャーチル (Winston Churchill) は、ヨーロッパを救うためには、早期にヴェルサイユ条約を修正し、新生ドイツをヨーロッパ再建の公平なパートナーとして迎えるべきだと訴えた。<sup>(69)</sup> また、陸軍省からは、「連合国はドイツを完全に押しつぶす狂気の政策を放棄すべきだ」と進言する覚書が提出され、これにも講和条約の修正の必要性が触れられていた。<sup>(70)</sup> さらに、カップ一揆により一時都落ちしたヴァイマル政府に随行したイギリスの外交官は、左右両極から攻撃されるヴァイマル政府を支援するため、イギリス政府は経済面での条約修正の交渉を開始する用意があるとドイツに知らせるべきではないかと提案した。<sup>(71)</sup>

本省の外務官僚たちはこのような提案に声を揃えて反対したが、ヴェルサイユ条約の履行を強く迫る適切なタイミングだとも思わなかった。外務省内の覚書でクロウは、条約違反に対する制裁として、ドイツ領土を占領する正当性を認めたが、連合国が優先すべきはドイツ国内情勢の早期安定化であり、今連合国軍をドイツ領内に送り込むことは危険だと述べた。<sup>(72)</sup>

ルール占領を主張するフランスの言動により、イギリスの不信感はドイツではなくフランスへと向けられた。英外務省中欧局のウォーターロー (Sydney Waterlow) は、フランスがルール地方占領とラインラント分離のための口実と

して、カップ一揆後の混乱を利用していると、猜疑心を露わにした。<sup>(74)</sup> そのうえ、ミルランが、最高会議が座を置くロンドンで議論されるべき高度な政治的決定を、自らが議長を務めるパリの大使会議で訴えたことは、イギリスの怒りに油を注いだ。カーズンは、ミルランが大使会議の権限を拡大解釈し、「自分自身が講和会議であるかのように」振る舞っている」と批判した。<sup>(75)</sup>

最高会議の前に、内閣官房長官ハンキー (Maurice Hankey) は首相にフリーフィンクを行った。彼は、フランスの提案の背景には二つの独善的な動機があると分析した。一つは、ドイツを「踏みつけ」、より多くの領土を占領し、それに連合国を利用することであり、二つ目は、石炭を確保することであった。<sup>(76)</sup> 彼や、首相と外相は、ドイツの「国内問題」はドイツ自身の兵力で解決すべきだという認識で一致していた。ヴェルサイユ条約違反に対する懸念よりも、ドイツの治安回復が優先された。ゆえに、三月一八日、最高会議の会合においてイギリスは、ドイツの派兵提案の条件付き受諾を主張した。フランス代表はドイツ軍を非武装地帯に送り込むことに警戒感を示したが、日伊の代表はイギリス案を支持した。<sup>(77)</sup>

イギリスの反対を受け、フランスは計画を修正した。三月二一日、当初訴えていた連合国軍によるルール占領案を引込め、ドイツ軍のルール進出を認める交換条件として、ルール地方から離れたライン東岸のドイツ都市を保障占領し、短期間で両軍とも撤退するという提案を行った。<sup>(78)</sup> しかし、この新提案もイギリスを説得できなかった。唯一、外務省中欧局長フィップス (Eric Phipps) だけがフランス提案を好意的に受け止めた。彼は、ドイツ軍の非武装地帯進出を認めるのであれば、ドイツ政府を弱体化させるリスクを背負ってでも、フランスが提案するようにドイツ都市を保障占領したほうが賢明かもしれないと述べた。<sup>(79)</sup> 一方、クロウは、フランスの提案は非武装地帯に連合国軍を送る点では変わっておらず、既に混乱しているドイツ情勢に拍車をかけると反対した。他方でハーディングは、フランスの目的はライン右岸の複数都市の恒久占領にあり、ドイツの混乱を助長し、ドイツをさらに弱体化させることにあると、

露骨な不信感を示した。<sup>(80)</sup> カーズンとロイド・ジョージも、現時点においてはヴァイマル政府の支援が何よりも優先されると判断し、最高会議でフランスの新提案を退けた。<sup>(81)</sup> 議論は暗礁に乗り上げた。フランスはフランクフルトなど数都市を保障占領するという案を譲らず、イギリスは占領に強い抵抗を示した。

三月末、ドイツは再度独軍の派遣許可を求め、仏独の直接交渉が行われた。フランスは、独軍派遣を認める条件として、フランクフルト他数都市の占領案を再提示し、占領期間や条件に関し議論されたが、結局決裂した。<sup>(82)</sup> イギリスの頭越しに行われた仏独直接交渉の情報が新聞などを通して伝わり、イギリスは憤慨した。<sup>(83)</sup> カーズンは、極めて強い語調でフランスに再考を迫った。

フランスが単独行動を続けるようであれば、我々是对仏協力政策を放棄しなければならないかもしれない。占領地域からの英軍の完全な撤退も真剣に検討し、我々が相談すら受けていない行動から生じる結果に対し一切責任を共有しない。<sup>(84)</sup>

それに対しフランスは、ヴェルサイユ条約第四二―四四条はフランスの安全保障の根幹であり、保障占領無しに大規模なドイツ軍の非武装地帯進出を認めることはできないと反論し、イギリスの協力を求めた。<sup>(85)</sup>

四月三日、ドイツはついに連合国の同意を得ぬままルール地方に増派を行った。<sup>(86)</sup>

## (二) 仏白軍による五都市占領とイギリスの反応

ドイツ軍の非武装地帯進出に対し、フランスはヴェルサイユ条約第四三条の違反を宣告し、第四四条に基づき対処行動を取ることを決め、イギリスも行動するように求めた。イギリスはフランスに自制を求めたが、フランスの方針は既に固まっていた。<sup>(87)</sup>

四月六日未明、フランス軍は、フランクフルト、ダルムシュタット、ハーナウ、ホンブルク、ディーブルクの五都市を無血占領した。フランスは、ドイツの軍事行動はヴェルサイユ条約に明らかに違反し、安全保障上の脅威でもあることから一刻の猶予も無かったと行動を正当化した<sup>(88)</sup>。ベルギーもフランスと共に部隊を派遣した<sup>(89)</sup>。一方、イギリス政府はドイツの行動は非難せず、フランスの「単独行動」に激怒し、英仏関係は一九〇四年の協商締結以来最悪の状態へと陥った。

英連立政権のナンバーツー、保守党党首ボナー・ロウ (Andrew Bonar Law) は、大戦勃発以来、重要な問題で同盟国が他の同盟国の表明された意思と真つ向から対立する行動をとったのは初めてのことだと愕然とした<sup>(90)</sup>。彼は、首相が何か「極めて過激」な対応をとるのではないかと恐れたが、ハンキーはむしろそれを望んだ。

ケルンから我々の兵員を引き揚げられればどれほどほっとすることか。なにしろこの不快な大陸関与は常に私の悪夢なのだ。そのうえ、この事件は、とても挑発的な人々 (a very provocative people) であるフランス人のせいだ、新たな戦争に引きずり込まれる危険性を示している<sup>(91)</sup>。

また、チャーチルは、フランス軍部との会談のなかで、「フランスが敗者に対し横暴な態度をとり、ドイツほどの国に自国領の治安維持と繁栄の機会も与えないのであれば、イギリス人の感情を敵に回すことになる」と警告した<sup>(92)</sup>。クロウは、英仏関係の深刻な危機を感じ、それを救うための覚書を綴った。彼はイギリスがとりうる政策を二つに整理した。一つは、英仏の完全な決裂へと進む道であり、将来イギリスが独自の政策を追求する「英雄的」路線である。二つ目は、この危機をむしろ利用し、英仏関係を強化する路線であり、クロウが推奨する政策であった。彼は、フランスはイギリスの協力を必要としており、今フランスに救いの手を差し伸べ英仏関係を強化すれば、将来トルコ

やタンジールといった英仏の合意を必要とする諸問題で、イギリス優位の結果を導くことができると、おそらく帝国政策に主眼を置くカーズンの目を引くために説いた。<sup>(93)</sup>しかし、カーズンは、このような重大な背信を行ったフランスと関係改善する気にはなれないと反発した。彼は、ヨーロッパ外の問題に関しイギリスに有利な決定を引き出す点は一理を認めたが、ヨーロッパにおいてフランスと安全保障条約を結ぶなどの話は白紙に戻されると述べた。<sup>(94)</sup>

四月八日、英内閣はカップ一揆発生以来、ヨーロッパ情勢に関する初めての閣議を開いた。内閣は一樣にフランスの行動を非難した。その中でも、ロイド・ジョージの発言が議事の大半を占めた。彼は、ルール地方を南ウエールズに例え、そこで動乱が起こったとして、軍を派遣して何が悪いのだと述べ、ドイツの行動を正当化した。そして、「フランスの行動の結果、我々はいつかドイツとの戦争に巻き込まれるかもしれない」と危惧を表明した。さらに、大使会議や軍備管理委員会といった条約執行機関の活動を停止するべきだと訴えた。カーズンもフランスに対する不信を隠さなかったが、クロウの助言を聞き入れ、一〇日後にサンレモでの連合国会議を控えた状況下、トルコやタンジールなどに関する問題も抱えており、対仏交渉は続けなければならないと、首相をなだめた。しかし、首相の怒りは収まらず、フランスに公式に抗議を表明し、パリの大使会議から英代表を暫く引き揚げることが決定された。<sup>(95)</sup>

首相をはじめとする英閣僚たちは、ドイツの派兵先がヴェルサイユ条約の設定する非武装地帯だということを問題視しなかった。彼らは、非武装地帯は「ドイツの裏庭」であり、そこに自国軍を派遣することは当然だという態度をとった。そして、フランスの行動が、ドイツ内政の一層の混乱を招くことを恐れ、フランスがイギリスの助言を聞き入れず、「単独行動」をとったことに憤慨した。ゆえに、イギリス政府は、フランスが五都市から早期に撤退することと、二度と単独行動をとらないことを約束するように重ねてフランスに要求した。<sup>(96)</sup>

イギリスからの度重なる圧力の結果、フランスは、ドイツが非武装地帯から無許可の兵員を引き揚げれば、フランスも直ちに五都市から兵を引き揚げることと、今後ヴェルサイユ条約の執行に問題が生じた場合は、連合国の合意の

もとで行動すると約束した。<sup>(97)</sup> それでも、ミルランは議會演説で、非武装地帯へのドイツ軍の増派は、明確にヴェルサイユ条約に違反するにもかかわらず、イギリスが協力しなかったことに不満を漏らした。<sup>(98)</sup> 非武装地帯からのドイツ軍の撤兵を見届け、仏白軍は五月十七日に五都市から引き揚げた。

サンレモでヘンリー・ウィルソンはドイツをめぐる昨今の英仏間の問題を整理した。彼によれば、フランスのドイツ政策は明瞭であり、ドイツのヴェルサイユ条約不履行に対処する確固とした行動計画があった。対照的に、イギリスには具体的なドイツ政策がなく、イベントに流されるばかりであった。イギリス政府は、軍事力を背景にドイツに条約履行を強制するのか、それとも条約不履行に目をつぶり、ドイツを「友や兄弟」のように扱うのかを選ぶ時が来たのだと、ウィルソンは述べた。<sup>(99)</sup>

## 五 おわりに

ヘンリー・ウィルソンが提起した問題にイギリスが明確な答えを出すことはなかった。講和条約が調印されて以来、イギリス政府は、ヴェルサイユ条約の執行と不安定なドイツ国内情勢というジレンマに悩まされた。イギリスは、講和条約の履行をドイツに強く迫れば、穩健なヴァイマル政府の倒閣を招きかねず、ヨーロッパの復興が一層遠のくことを恐れた。反面、施行間もないヴェルサイユ条約を修正することは、言うは易く行うは難しであった。同条約の一部でもドイツ有利に緩和すれば、それはフランスや東欧諸国など講和の受益国の利益を損なうこととなる。ドイツと周辺国が皆納得できる、ヴェルサイユ条約を代替する新しい秩序枠組みを作ることは、決して簡単な課題ではなかった。結果として、ロカルノ期の束の間の安寧を例外とすれば、戦間期を通して、ヴェルサイユ条約を代替する持続的な枠組みが作られることはなかった。

ヴェルサイユ体制が不安定化した大きな原因は、ヴェルサイユ条約の主たる執行者である英仏が連携できなかったことに求められる。フランスは、ドイツ領土を實力占領してでも講和条約を条文通り履行させようとした。一方でイギリスは、実力行使は不適切だと考え、ドイツの国内情勢に配慮すべきだと訴えた。このような英仏対立の構図は、パリ講和会議、第一次ロンドン会議、カップ一揆後のルール派兵をめぐる交渉、これら全てを通して一貫していた。英仏は、ドイツに対する脅威認識、ヴェルサイユ条約観、軍事的手段を行使することに対する考え方が鋭く相克し、両者の政策協力を妨げた。同時代のとあるスペインの外交官の言葉を借りれば、「英仏を目と目を合わせる直接交渉の場に着かせることは不可能ではない。ただし彼らの目が違いすぎる」のであった。<sup>(10)</sup>

イギリスの狙いは、大戦中から一貫して、ヨーロッパに「調和」をもたらすことであつた。そうすることで初めてイギリスは、不本意な大規模大陸関与から解放され、通商と植民地経営に専念できると考えた。そのためには、ドイツとの和解が鍵になると多くのイギリス政府関係者は認識した。ケインズは、ロシアや中東欧の政情不安を防ぐ最良の手は、ドイツを、「隣国の富の創造者であり、まとめ役としての地位」に復活させることだと説いたが、当時イギリスのエリートが多くがこのような世界観を共有していた。彼らは、ヴェルサイユ条約がドイツに対し厳しすぎると認識し、ヨーロッパ復興の阻害要因だと考えた。

そのようなヴェルサイユ条約を、非妥協的に、軍事的手段を用いてまで執行しようとするフランスに対し、多くのイギリス人は不信感を募らせた。イギリスの当局者たちは、フランスの行動はドイツを一層不安定化させ、ヨーロッパを「常態」復帰から遠ざけてしまうと懸念した。特に、カップ一揆後の混乱の渦中にドイツ都市を占領するというフランスの行動には、首相をはじめとするほとんどの閣僚と多くの外務官僚が不快感を示した。

しかしながら、ヴェルサイユ条約に代わる秩序枠組みが存在しない以上、少なくとも当面の間、同条約は執行される必要があつたとは言えないだろうか。第一次大戦後の困難な時代に求められていたのは、ドイツの経済的復活を核



とするヨーロッパ復興と、復活したドイツが周辺国の軍事的脅威とならぬよう、ヴェルサイユ条約による拘束を維持することを両輪とする政策であった。そのような硬軟バランスのとれた政策によってはじめて、ヨーロッパに持続的な平和と安定をもたらす可能性が生じ得た。イギリス政府は、ドイツの目先の安定化を重視するあまり、条約執行の長期的重要性を軽んじる傾向があったことは否定できない。

〔付記〕 本研究は、科学研究費補助金（特別研究員奨励費）課題番号11J06571)の助成を受けた研究成果の一部である。

- (1) 古典的例として、John Maynard Keynes, *The Economic Consequences of the Peace* (London: MacMillan, 1919)。「苛酷」派の解釈は現在の事実上の通説だとされる。ヴェルサイユ条約が「苛酷」だとうる集合的記憶の形成に関しては、William R. Keylor, 'Versailles and International Diplomacy'; Gordon Martel, 'A Comment', in Manfred Boemeke, Gerald Feldman and Elisabeth Glaser, eds., *The Treaty of Versailles: A Reassessment after 75 Years* (Cambridge: Cambridge University Press, 1998) [75 Years]を参照された。
- (2) 古くは、Jacques Bainville, *Les Conséquences politiques de la paix* (Paris: Arthème Fayard, 1920)。「軟弱／中途半端」派の解釈を唱える近年の例として、Henry A. Kissinger, *Diplomacy* (New York: Simon & Schuster, 1994), pp. 239-45。
- (3) P. M. H. Bell, *France and Britain 1900-1940: Enemie and Estrangement* (London: Longman, 1996), p. 132。
- (4) 75 Years: Zara Steiner, 'The Treaty of Versailles Revisited,' in Michael Dockrill and John Fisher, eds., *The Paris Peace Conference, 1919: Peace without Victory?* (Basingstoke: Palgrave, 2001)。
- (5) David Stevenson, *Cataclysm: The First World War as Political Tragedy* (New York: Basic Books, 2004), p. 430。
- (6) パリ講和会議に関する膨大な量の研究と比較し、ヴェルサイユ条約の執行に関する研究は依然として手薄である。同条約の執行問題を正面から扱ったほとんどの唯一の近年の研究として以下が挙げられる。Alan Sharp, 'The Enforcement of the Treaty of Versailles, 1919-1923,' in Conan Fischer and Alan Sharp, eds., *After the Versailles Treaty: Enforcement, Compliance, Contested Identities* (London: Routledge, 2008)。同研究は、ドイツの条約違反に適切に対処するための制裁規定の少なさをヴェルサイユ条約の大きな欠点だと指摘する。同条約の制裁規定が不十分なことは事実だが、それはあらゆる講和条約に当

てはまる批判ではないだろうか。講和条約の執行は、究極的には調印各国の政治的意思に依存する。ゆえに本稿は問題の政治性をより重視する。

- (7) 例えば、英語文献を中心に見ても、下記のような多数の先行研究が挙げられる。Stephen A. Schuker, *The End of French Predominance in Europe: The Financial Crisis of 1924 and the Adoption of the Dawes Plan* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1976); Jacques Bariéty, *Les relations franco-allemandes après la première guerre mondiale* (Paris: Editions Pedone, 1977); Walter A. McDougal, *France's Rhineland Diplomacy, 1914-1924: The Last Bid for a Balance of Power in Europe* (Princeton: Princeton University Press, 1978); Marc Trachtenberg, *Reparation in World Politics: France and European Economic Diplomacy, 1916-1923* (New York: Columbia University Press, 1980); David Stevenson, *French War Aims against Germany, 1914-1919* (Oxford: Clarendon Press, 1982); Jon Jacobson, 'Strategies of French Foreign Policy after World War I', *The Journal of Modern History*, 55:1 (1983), pp. 78-95; Stanislas Jeannesson, *Poincaré, la France et la Ruhr, 1922-1924: Histoire d'une occupation* (Strasbourg: Presses Universitaires de Strasbourg, 1998); Peter Jackson, 'Politics, Culture, and the Security of France: A Reinterpretation of French Foreign and Security Policy after the First World War', *French Historical Studies*, 34:4 (2011), pp. 577-610. 大井孝『欧州の国際関係 一九一九—一九四六—フランス外交の視角から』(たちはな出版、二〇〇八年)。

- (8) イギリスの条約執行政策は、F. S. Northedge, *The Troubled Giant: Britain among the Great Powers 1916-1939* (London: Bell & Sons, 1966), ch. 7 において一章が割かれて以来、ほとんど触れられていない。また、前後の時期に対する研究の集中と比較し、ヴェルサイユ条約調印直後(一九一九年七月—一九二〇年)のイギリス外交は研究上の空白となっている。既存研究の例として、Anne Orde, *Great Britain and International Security 1920-1926* (London: Royal History Society, 1978); *British Policy and European Reconstruction after the First World War* (Cambridge: Cambridge University Press, 1990); Lorna S. Jaffe, *The Decision to Disarm Germany: British Policy towards Postwar German Disarmament, 1914-1919* (Boston: Allen & Unwin, 1985); Carolyn J. Kirching, *Britain and the Problem of International Disarmament, 1919-34* (London: Routledge, 1999); Erik Goldstein, *Winning the Peace: British Diplomatic Strategy, Peace Planning, and the Paris Peace Conference, 1916-1920* (Oxford: Clarendon Press, 1991); Antony Lenin, *Guilt at Versailles: Lloyd George and the pre-History of Appasement* (London: Methuen and Co., 1985); Elspeth Y. O'Riordan, *Britain and the Ruhr Crisis* (Basingstoke: Palgrave, 2001)。

- (9) John Lowe, *Britain and Foreign Affairs 1815-1885: Europe and Overseas* (London: Routledge, 1998), pp. 1-2.
- (10) Zara Steiner and Keith Neilson, *Britain and the Origins of the First World War*, 2nd ed. (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2003), pp. 258-76.
- (11) 'Sir E. Grey on German Militarism,' *The Times*, 5 Sep 1914; H. G. Wells, *The War that will End War* (London: Frank & Cecil Palmer, 1914); V. H. Rothwell, *British War Aims and Peace Diplomacy 1914-1918* (Oxford: Clarendon Press, 1971), pp. 18-9; Jaffe, *Decision to Disarm Germany*, pp. 3-20.
- (12) *Ibid.*, pp. 61-83.
- (13) Goldstein, *Winning the Peace*, pp. 4, 117-9, 133; Kenneth J. Calder, *Britain and the Origins of the New Europe 1914-1918* (Cambridge: Cambridge University Press, 1976).
- (14) George W. Egerton, *Great Britain and the Creation of the League of Nations: Strategy and International Organization, 1914-1919* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1978).
- (15) Imperial War Cabinet, Report of Committee on Terms of Peace, 28 Apr 1917, P-16, CAB 29/1, The National Archives, Kew [TNA].
- (16) ロンドン・シモーシユエインシ観に關しては、Kenneth O. Morgan, 'Lloyd George and Germany,' *The Historical Journal*, 39:3 (1996), pp. 755-66 を参照。
- (17) David Lloyd George, *War Memoirs of David Lloyd George* (London: Odhams Press, 1938), vol. 2, pp. 1500-17.
- (18) *Ibid.*, p. 1513.
- (19) Harold Nicolson, *Peacemaking, 1919* (1933; reprint, New York: Grosset & Dunlap, 1965), p. 42.
- (20) Georges-Henri Soutou, 'The French Peacemakers and Their Home Front,' in *75 Years*, p. 171; Jean-Baptiste Duroselle, *Clemenceau* (Paris: Fayard, 1988), pp. 721-8. ショマンノーの英米觀に關しては、Sylvie Brodziaik et Michel Drouin, dir., *Georges Clemenceau et le monde anglo-saxon* (La Creche: Geste, 2005) を参照された。
- (21) Robert Boyce, *The Great Interwar Crisis and the Collapse of Globalization* (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2009), pp. 52-5. この研究は、教科書などによく見られるヴェルサイユ条約によるドイツの人口喪失の数値(約一〇%)は非ドイツ系住民の移動を統計に含めたものであり、ドイツの損失を極めて過大評価していると批判している。

- (22) ノランズの講和構想に関する「André Tardieu, *The Truth about the Treaty*, Eng. Trans. (Indianapolis: Bobbs-Merrill, 1921); Stevenson, *French War Aims* 参照。
- (23) Kerr [ロビン・キーンの題名] 's notes on his conversations with Tardieu [ナンマンの題名], 11-12 Mar 1919, Lloyd George Papers, LG/F/89/2/40, House of Lords Record Office, London [HLRO].
- (24) David Lloyd George, *The Truth about the Peace Treaties* (London: Victor Gollancz, 1938), vol. 1, pp. 404-16.
- (25) Robert Skidelsky, *Hopes Betrayed 1883-1920*, John Maynard Keynes, vol. 1 (London: Macmillan, 1983), pp. 371-2.
- (26) Saunders to Headlam-Morley, 9 May 1919, Headlam-Morley Papers, HDLML ACC 688/2, Churchill Archives Centre, Cambridge [CAC].
- (27) Headlam-Morley to Saunders, 12 May 1919, *Ibid.*
- (28) Minutes by Crowe, 21 May 1919, and Hardinge, 477/2/1/10203, FO 608/143, TNA.
- (29) British Empire Delegation 32-4, 30 May; 1 June 1919, CAB 29/28, TNA.
- (30) Michael Graham Fry, 'British Revisionism,' in *75 Years*, p. 597.
- (31) *Documents on British Foreign Policy 1919-1939, First Series* (London: HMSO, 1947-1986) [DBFP], vol. 1, nos. 48-9.
- (32) *Ibid.*, no. 53, Appendix B.
- (33) *Ibid.*, nos. 53-4.
- (34) パリ講和会議は、停戦協定に基づきイギリスのスカパ・フロー軍港に抑留されていたドイツ主力艦艇を、連合国間で分配することと決定した。しかし、一九一九年六月二二日、連合国への引き渡しを防ぐため、ドイツ抑留艦隊司令官の決断により、艦艇の大半が自沈された。
- (35) *Ibid.*, no. 74.
- (36) Edward Corp, 'Sir Eyre Crowe and George Clemenceau at the Paris Peace Conference, 1919-20,' *Diplomacy & Statecraft*, 8:1 (1997), pp. 10-19.
- (37) DBFP, vol. 1, no.74; vol. 2, nos. 2, 8, 10.
- (38) *Ibid.*, no. 34.
- (39) *Ibid.*, vol. 5, nos. 275-6; Crowe to Curzon, 1, 2 Dec 1919, with minutes by Hardinge and members of the Central Depart-

- ment, 157684, 158014/7067/39, FO 371/4265, TNA.
- (40) DBFP, vol. 2, no. 36 n. 1; Crowe to Curzon, 4 Dec 1919, 158526/7067/39, FO 371/4265, TNA. *ノーテインズは、ノンズ*  
*の主眼は、ペーリスに対して不必要に複雑及び残念なプロペンドした。Minute by Hardinge, Ibid.*
- (41) Crowe to Curzon, 6 Dec 1919, 159379/7067/39, Ibid; DBFP vol. 2, no. 37 n. 4.
- (42) Conference of Ministers 15, 6 Dec 1919, CAB 23/37, TNA.
- (43) Hankey Diary, 29 Dec 1919, Hankey Papers, HNKY 1/5, CAC.
- (44) Crowe to Curzon, 7 Dec 1919, 159383/7067/39, FO 371/4265, TNA; DBFP, vol. 2, no. 37 n. 4.
- (45) Conference of Ministers 16, 8 Dec 1919, CAB 23/37, TNA.
- (46) *Protocols and Correspondence between the Supreme Council and the Conference of Ambassadors and the German Govern-  
ment and the German Peace Delegation between January 10, 1920, and July 17, 1920, Respecting the Execution of the Treaty of  
Versailles of June 28, 1919* (London: HMSO, 1921) [Cmd. 1325], no. 1.
- (47) Skidelsky, *Hopes Betrayed*, p. 392; Headlam-Morley to Keynes, 16 Dec 1919, Headlam-Morley Papers, HDLM ACC 688/1,  
CAC.
- (48) Keith Jeffery, ed., *The Military Correspondence of Field Marshal Sir Henry Wilson 1918–1922* (London: The Army Records  
Society, 1985), p. 147.
- (49) DBFP, vol. 2, nos. 58–62.
- (50) Cmd. 1325, no. 20.
- (51) DBFP, vol. 9, no. 613.
- (52) Ibid., vol. 7, nos. 1–2.
- (53) Ibid., no. 2.
- (54) Ibid., nos. 3–4; Cmd. 1325, no. 40.
- (55) James F. Willis, *Prologue to Nuremberg: The Politics and Diplomacy of Punishing War Criminals of the First World War*  
(Westport CT: Greenwood Press, 1982), chs. 7–8.
- (56) 石炭問題に關し、Charles S. Maier, *Recasting Bourgeois Europe: Stabilization in France, Germany, and Italy in the De-*

- cade after World War I* (Princeton: Princeton University Press, 1975), pp. 194-225; DBFP, vol. 10, no. 118 に詳し。
- (57) Trachtenberg, *Reparation in World Politics*, pp. 122-3.
- (58) DBFP, vol. 7, no. 4.
- (59) *Ibid.*, no. 41.
- (60) Intercepted German political report of 9 Mar 1920, and minute by Crowe, 31 Mar 1920, 187922/4232/18, FO 371/3781, TNA.
- (61) DBFP, vol. 9, nos. 68, 70, 84.
- (62) *Ibid.*, no. 38.
- (63) *Ibid.*, nos. 50, 79.
- (64) *Ibid.*, nos. 50 n. 2, 79 n. 3.
- (65) *Ibid.*, vol. 7, no. 13.
- (66) ルール蜂起の実相に関しては以下の報告書が詳細である。*Ibid.*, vol. 9, no. 409.
- (67) 正確には、一九一九年八月の協定により、ドイツは治安維持のため一九二〇年四月一〇日まで、歩兵二〇個大隊、騎兵一〇個中隊、砲兵二個中隊（総定数約一万七五〇〇人）を上限とする兵力を非武装地帯に駐留させることを許されていた。*Ibid.*, vol. 1, no. 31, Appendix E. そのため、「コンゴラ」[非武装地帯への進出／増派]とはその数を超える兵力の派遣を意味す<sup>80</sup>。
- (68) Council of Ambassadors [CA] 20-2, 13, 16, 18 Mar 1920, CAB 29/43, TNA; Marjorie Milbank Farrar, *Principled Pragmatist: The Political Career of Alexandre Millerand* (Oxford: Berg, 1991), p. 239.
- (69) Martin Gilbert, ed., *The Churchill Documents* (1977; reprint, Hildesdale, MI: Hildesdale College Press, 2008), vol. 9, p. 1054. 当時のチャーチルが推す政策は、彼自身の言葉によれば、「ドイツの人々と和平、ポリシエヴィキの専制と戦争」であった。*Ibid.*, p. 1053.
- (70) Memorandum by Haking [英ダンナに駐留軍司令官], 21 Mar 1920, 189420/4232/18, FO 371/3782, TNA.
- (71) Robertson [連合国ハンナメント高等弁務官補] to FO, 22 Mar 1920, 188124/4232/18, FO 371/3781, TNA.
- (72) See minutes within the above two files.

- (73) Minute by Crowe, 19 Mar 1920, 186576/4232/18, FO 371/3781, TNA.
- (74) Minute by Waterlow, 16 Mar 1920, 185720/4232/18, FO 371/3780, TNA.
- (75) DBFP, vol. 9, no. 301 n. 1.
- (76) Hankey to Lloyd George, 18 Mar 1920, Lloyd George Papers, LG/F/24/2/19, HLR0.
- (77) DBFP, vol. 7, no. 64. 一九二〇年の最高会議の公式会合には、通常、英仏伊日白の五か国が参加した。ドイツ問題に関する議論では、多くの場合、日伊はイギリスに同調し、ヘルギーは英日伊ブロックとフランスとの間をバランスをとった。
- (78) *Ibid.*, no. 187; Derby [駐仏英大使] to Curzon, 21 Mar 1920, Curzon Papers, Mss. Eur. F 112/197, BL (India Office Records [IOR]).
- (79) Minute by Phipps, 22 Mar 1919, 186926/4232/18, FO 371/3781, TNA.
- (80) Minutes by Crowe, 24 Mar 1919, and Hardinge, 187976/4232/18, FO 371/3781, TNA.
- (81) DBFP, vol. 7, no. 68.
- (82) *Documents diplomatiques français, 1920 t. 1* (Paris: Imprimerie Nationale, 1997) [DDF], n° 299.
- (83) DBFP, vol. 7, no. 76; vol. 9, nos. 230, 234, 242; Derby to Curzon, 30 Mar 1920, Curzon Papers, Mss. Eur. F 112/197, BL (IOR).
- (84) DBFP, vol. 9, nos. 245, 247.
- (85) DDF, n°s 323, 339; DBFP, vol. 9, nos. 250, 265, 267, 278.
- (86) ドイツ側発表は、増派後の非武装地帯内のドイツ軍総数は、歩兵二六個大隊、騎兵一三個中隊強、砲兵一九個中隊強であり、許可された部隊数の超過を自ら認めていた(許可数は註(67)参照)。*Ibid.*, no. 282. 正確な人数は不明だが、その後、イギリスの推計によると、ようやく少なくとも三万人程度の正規軍が非武装地帯に進出したようである。*Ibid.*, no. 366.
- (87) *Ibid.*, nos. 288-9, 291-2; DDF, n°s 328, 334.
- (88) Note by Millerand, 7 Apr 1920, CA 29, Appendix D, CAB 29/44, TNA; Farrar, *Millerand*, pp. 242-3.
- (89) *Documents diplomatiques belges, 1920-1940 : t. 1, Période 1920-1924* (Bruxelles: Plais des Académies, 1964), n°s 77ff.
- (90) DBFP, vol. 9, no. 298.
- (91) Hankey Diary, 7 Apr 1920, Hankey Papers, HNKKY 1/5, CAC. たゞ、ハンキーは引用部の直後に「つとむ速くしらぬ。」と

かし、もちろん我々のシレンマをドイツに利用させてはならない。これは、類稀なステーツマンシップを必要とする厄介な状況だ。」

- (92) Gilbert, ed., *Churchill Documents*, vol. 9, p. 1068.
- (93) DBFP, vol. 9, no. 301.
- (94) *Ibid.*, no. 301 n. 1.
- (95) Thomas Jones, *Whitehall Diary*, ed. Keith Middlemas (London: Oxford University Press, 1969), vol. 1, pp. 107-11; Cabinet Conclusion 18 (20), 8 Apr 1920, CAB 23/21, TNA.
- (96) Conference of Ministers S-14, 10 Apr 1920, CAB 23/35, TNA; DBFP, vol. 9, nos. 346, 349; DDF, n° 360.
- (97) *Ibid.*, n° 367; DBFP, vol. 9, nos. 353, 357, 360, 363.
- (98) *Ibid.*, no. 378.
- (99) Lord Riddell, *Lord Riddell's Intimate Diary of the Peace Conference and After 1918-1923* (London: Victor Gollancz, 1933), pp. 185-6.
- (100) Salvador de Madariaga, *Disarmament* (New York: Coward-McCann, 1929), p. 23.
- (101) Keynes, *Economic Consequences*, p. 276.

大久保 明（おおくぼ あきら）

所属・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

日本学術振興会特別研究員DC2

最終学歴

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会

日本国際政治学会

専攻領域

イギリス外交史、国際関係史、国際政治学